

個人型確定拠出年金(iDeCo)普及に向けた取り組み(2016年11月)

法改正により、2017年から基本的にすべての現役世代の方が個人型確定拠出年金(愛称:iDeCo)の加入対象となります。官民一体となり、確定拠出年金普及・促進協議会を発足し、来年より本格的に認知度向上のための広報活動を展開しますが、加入者等の利便性を高め、様々なニーズに応えられる更なる制度改正・運営体制の整備が必要です。

改正確定拠出年金法の内容

2016年5月、確定拠出年金法施行以来の大改革といわれる改正法が成立しました。簡易型DCや逆マッチング制度などの中小企業向け対策、確定拠出年金(以下、「DC」という。)の運用

改善に向けた教育義務化、運用商品上限設定、商品除外規定、指定運用方法の設定に加えて、基本的にすべての現役世代の方が加入対象となる個人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大が決定しました。

図表 1 確定拠出年金改正法の概要

項目	概略	施行期日
企業年金の普及・拡大	簡易型DC制度の創設 小規模事業主掛金納付制度の創設 DCの拠出規制単位の年単位化	公布から2年以内 公布から2年以内 平成30年1月1日
ライフコースの多様化への対応	個人型DCの加入可能範囲の拡大 年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充	平成29年1月1日 公布から2年以内
DCの運用の改善	運用商品を選択しやすくするための措置 ① 継続投資教育の努力義務化 ② 運用商品数の抑制 ③ 商品除外規定の整備 多様な商品の提示を促進するための措置 指定運用方法(デフォルト商品)の設定について	公布から2年以内
その他	企業年金の手続簡素化 国民年金基金連合会の広報業務の追加 等	公布から2年以内 平成29年1月1日 平成28年7月1日

※改正法公布日:2016年6月3日。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

図表2 iDeCoの普及促進のための効果的な周知・広報【平成29年1月～】

媒体	期間	内容
①TVCM	平成29年2月～3月	上記1を踏まえ効果的な広告時間帯とする。CM素材の事前効果測定を行い、効果的なCMを作成する。
②ラジオCM	平成29年2月～3月	上記1を踏まえ効果的な広告時間帯・対象者(農業・漁業・タクシー等ラジオをよく視聴する者)を設定し、広報物の事前効果測定を行い分かりやすい効果的なCMとする。
③インターネット広告	平成29年2月～3月	Yahoo! Google等の検索サイト、Line、Facebook等のソーシャルサイト動画サイトに出稿するとともに、広告実施後の行動分析を実施する。
④新聞広告	平成29年1月～2月	上記1を踏まえ、適切な出稿配分を踏まえ実施する。
⑤特設サイト	平成29年2月(通年)	上記1を踏まえ、効果的な特設サイトを構築。特設サイトにはiDeCoに関する基本的内容を解説した漫画、動画を掲示する。構築した特設サイトは平成29年4月以降国基連の常設HPに設置する予定。
⑥AR(仮想現実)広告	平成29年2月(通年)	最新のAR(仮想現実)広告を用い、シンポジウム等での活用を行う。 ※AR(仮想現実)とはスマホやタブレットのカメラ映像に表示される現実世界の映像に対して、実際にはその場にはないはずの映像やCGを重畳させて表示させ分かりやすい広報を行う技術。
⑦iDeCoアプリ	平成29年2月(通年)	家計管理機能・資産形成予算管理・ファイナンシャルプランニング機能・税制優遇額のメリットを受ける者への生活環境に応じて表示し、申し込みの誘引を図るアプリを開発する。
⑧体験型シンポジウム	平成29年2～3月(＠東京 1回)	ARやiDeCoアプリを活用し、これまで金融関係のシンポジウムに参加してこなかった初心者に向けた体験型シンポジウムを開催する。
⑨コールセンター	平成29年1月～3月	①～④の広告に対応し、電話照会の受け皿となるコールセンターを設置
⑩効果測定	平成29年1月～3月	・上記①～⑦と申込者数の変化・コールセンターへの入電件数・インターネットでの行動を分析するとともに、次年度以降の広報のアイデアを抽出する。

(出所) 確定拠出年金普及・推進協議会幹事会(第1回)資料より野村證券作成

普及・促進に向けた取り組み

1. 確定拠出年金普及・推進協議会の設置

個人型確定拠出年金制度の認知度を高め広く利用されるようにするため、制度の実施主体である国民年金基金連合会と金融機関が連携し、制度改正の円滑な実施のための広報啓発や事

務改善の推進を目的として、確定拠出年金普及・推進協議会が設置されました。

iDeCoの広報については、2017年1月からTVCMやラジオCM、特設サイト・インターネット広告など様々なメディアの活用を予定しています。

図表3 2016年9月16日記者会見の様子



野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

図表 4 iDeCo の事務改善の進め方

スケジュール	内容
～2016年11月末	協議会各団体からの事務改善に関する意見集約
～2016年12月末頃	厚生労働省・国民年金基金連合会等にこれまで寄せられた改善要望を含め課題を整理
～2017年3月末頃	課題に対する優先順位を含めた対応方針決定
2017年4月～	方針に沿って順次着手

(出所) 確定拠出年金普及・推進協議会幹事会(第1回)資料より野村証券作成

2. 愛称選定委員会の設置

個人型確定拠出年金普及・促進の一環として、確定拠出年金普及・推進協議会の下部組織として愛称選定委員会を設置し、個人型確定拠出年金の愛称を決定しました。

インターネット特設サイトでの公募(応募総数4,351件)の結果、愛称は「iDeCo(イデコ)」に決定しました。

3. 個人型確定拠出年金「iDeCo」の事務改善

2016年10月31日、確定拠出年金普及・推進協議会幹事会において、「iDeCoの事務改善」についての取り組みが検討されました。

iDeCoの利便性向上や普及推進に向けて、確定拠出年金普及・推進協議会幹事会を中心に今後事務改善について検討が進められる予定です。

普及・促進のための課題

最後に、iDeCoの普及・促進のために解消すべき課題を整理します。

1. 兼務規制緩和

iDeCoの普及のためには、前述のような広報活動による認知や利用促進に向けた事務改善が重要ですが、各取扱い金融機関の窓口(営業職員)における加入者へのサポートが必要となります。

iDeCoへの加入を検討している方は、取扱い

金融機関に対して、自分自身にあった資産形成方法やトータルの資産運用をサポートしてもらえ、DCについてきちんと理解させてもらえることを求めているといわれています。したがって、金融機関においては、加入時だけでなく、加入後に想定される加入者個別の問い合わせへの継続的な対応が求められてきます。

一方、加入者への運用商品の情報提供(運用関連運営管理業務)については、法令等により、営業職員が兼務することができません。加入前・加入時・加入後と継続的に加入者への情報提供を行い、安心して制度を利用していただくためには、兼務規制の緩和つまり営業職員による継続的な運用商品情報提供が必要不可欠となります。そのためには、運用商品の情報提供を行う担当者においては、金融商品販売にかかる専門知識と中立性、公正性、適合性が求められると考えます。

現在、厚生労働省において検討されておりますが、加入者ニーズを満足させるためにも、兼務規制の早期緩和が必要と考えております。

2. 運用商品本数制限

今回の法改正において、運用商品数の抑制が注目されています。加入者のDCの運用改善のため、運用商品を選択しやすくするための措置として、商品除外規定の整備とあわせて、運用商品数の抑制、つまり運用商品の本数制限が予定

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

されています。これは、適切な投資教育に加えて、選択肢を減らすことで加入者の商品選択をサポートしようとするものです。

現状では、iDeCoも企業型DCと並列に取扱われていますが、企業の退職給付制度として全員一律で加入する企業型DCと、自らの意思で加入するiDeCoでは、切り分けて検討すべきと考えられます。

企業型DCでは、本来、労使合意に基づき、プラン毎の特徴や社員構成等に応じた運用商品が選定されるものであり、この観点からは法令等による運用商品数の本数制限は馴染みにくいものであるかと思われます。さらに、多種多様なニーズをもった方が加入するiDeCoでは、そのニーズに応えるために十分な運用商品数の設定が必要となります。

また、運用商品数の上限が設定されるにあたっては、加入者の運用ニーズに応えるために有効な運用商品である固定資産配分タイプのバランス型のシリーズや同じ運用会社・運用方針で運用されるターゲット・イヤー型のシリーズなどは、シリーズ商品を1商品としてカウントすることにより、十分な運用商品の提供に資すると考えられます。

3. 指定運用方法の基準設定

iDeCoの普及・促進は、政府の「貯蓄から資産形成へ」という流れを後押しする政策のひとつとして位置づけられています。少子高齢化による公的年金の縮小、超低金利・マイナス金利の継続などから、自助努力による資産形成の必要性は、既に共通認識となってきました。ゆとりある老後に向けた資産形成においては、元本確保型に偏重することなく、分散投資の実現が重要です。

新たに導入される指定運用方法いわゆるデフォルト商品の設定は、DCにおける分散投資の実現に大切な役割を持っています。

従来の未指図商品は、運用指図をしなかった加入者のための一時退避商品としての役割であるため、多くのプランで元本確保型商品が選定されていました。しかし、新たに導入される指定運用方法は、運用指図しなかった加入者においても、適切に長期の資産運用が可能とするために設定されるもので、運用商品選択にかかる投資教育とあわせて、加入者の資産運用をサポートする手段として位置付けられています。

このような条件を満たす運用商品としては、バランス型、ターゲット・イヤー型、リスク・コントロール型などの投資信託が妥当だと考えられます。

指定運用方法の基準(役割)を再確認し、上記商品を指定運用方法として設定することにより、加入者の適切な資産運用が実現できるものと考えられます。

この指定運用方法基準については、前述の運用商品本数制限とあわせて、今冬以降開催が予定されている「運用に関する専門委員会」において、議論検討される予定です。

— 次号のお知らせ —

次号は

12月12日(月)

発行予定です。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合)、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所、野村総合研究所

発行:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981

Email: nenkin@jp.nomura.com

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。